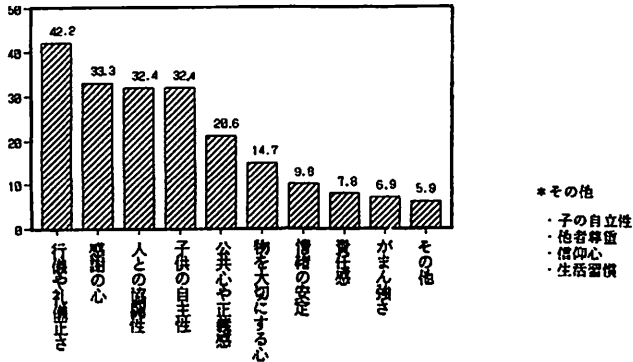


資料室

資料1 子育てのアンケート結果 (抜粋) 1991年7月実施

- ▽ 対象者：新潟市中央公民館「育児サークル」6グループ会員他
- ▽ 配布：120、回収102 (回収率85.0%)
- ▽ 「ひよこの会『保育室だより』54」より

◇あなたの家庭で大事にしているしつけは何ですか。(2つ選択：N=102)



◇子育てに主体的に関わっている母親を支えるものは何ですか。(2つ選択：N=102)

父親の子育て参加	85人	83.3%
親の育児仲間	72人	70.6%
乳幼児セミナーなど行政の支え	3人	2.9%
祖父母の協力	22人	21.6%
公園・プールなど遊び場の充実	11人	10.8%
地域との連携	7人	6.9%
幼児むけの習い事	0人	0%
その他	4人	3.9%

\*その他  
 ・地域の育児仲間

◇あなたの家庭では、父親はどのような育児参加をしていますか。(N=102)

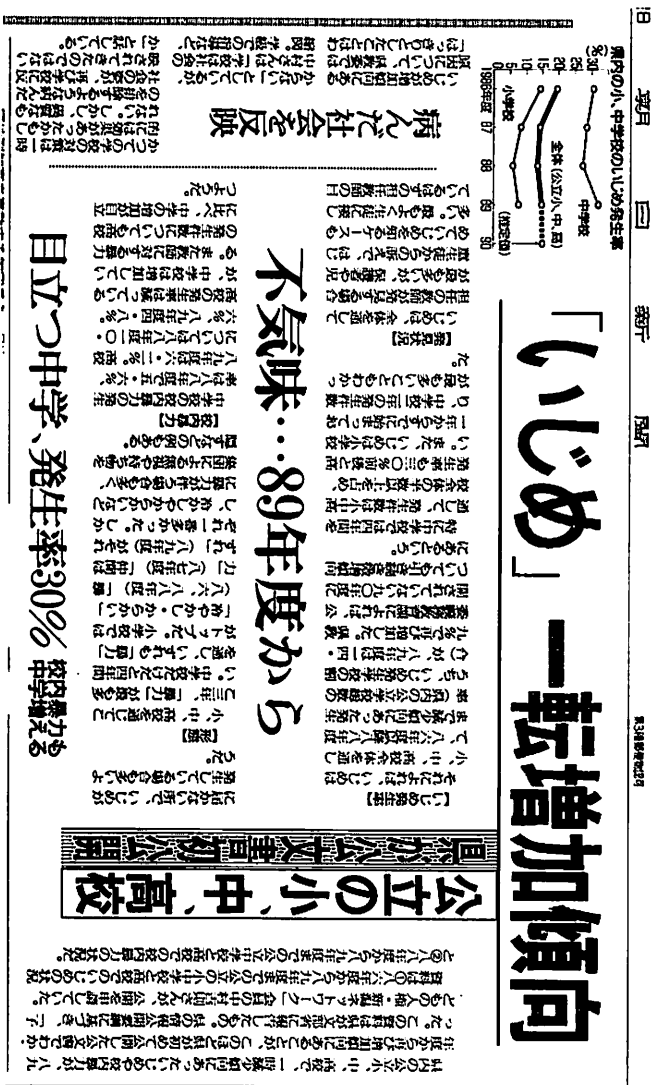
子供の遊び相手	55人	54.0%
母親の精神的な支え	37人	36.3%
子供の精神的な支え	10人	9.8%
子供の日常の世話	9人	8.8%
育児の参加はほとんどない	1人	1.0%
その他	12人	11.8%

\*特に多い日常の世話 \*その他  
 ・おむつ替え ・育児と同様  
 ・公園へ行く ・母子両者の精神的な支え  
 ・入浴  
 ・食事の世話

(MT: 121.7%)

資料2 「いじめ」と「登校拒否」

▽県内公立小、中、高校の「いじめ」の状況（『朝日』新潟版1991.11.29）



# 「いじめ」一転増加傾向

## 不気味…89年度から

## 目立つ中学、発生率30% 学年増える

県の公立小、中、高校で、一昨年開始した「いじめ」の調査が、18年度から19年度にかけて、いじめ発生率が急激に増加していることが分かった。調査対象となった公立小、中、高校のいじめ発生率は、18年度は0.5、19年度は1.0、20年度は2.5と増加している。

### 公立の小、中、高校

いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

【いじめの現状】  
いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

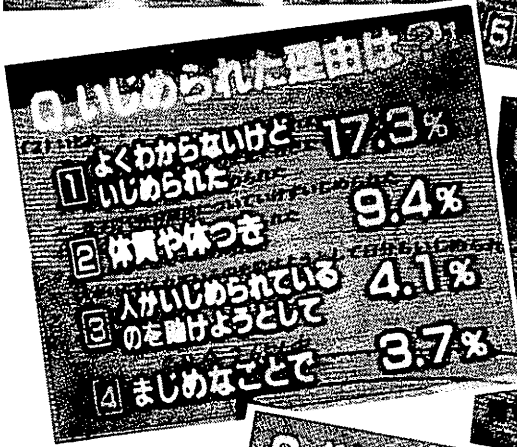
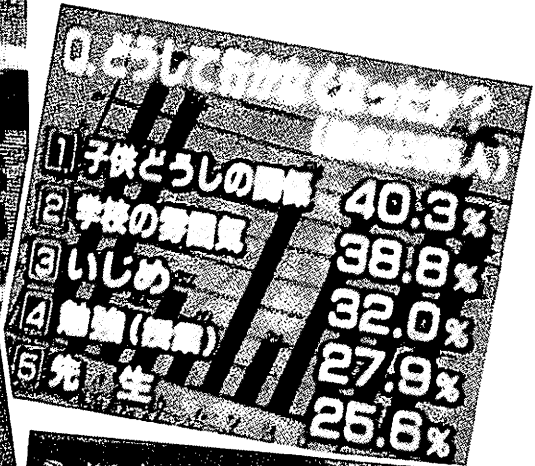
### 病んだ社会を反映

いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。いじめは全学年を通じて多くなっています。

▽『新潟テレビ21』が報じた「登校拒否児童の実態」(1991.11.28)



## 資料 3

## 二二世紀・子どもルネッサンス

——日本社会党教育改革の構想と行動指針(中間報告)案—— (抜粋)

日本社会党教育改革プロジェクト教育政策委員会

※本文書は要記「日本社会党教育改革の構想と行動指針案」第二章「教育改革へ——私たち  
の目指すもの」の第二項「二」ともだちのできる学校・特技を伸ばせる地域」より直接学校  
教育に関わる部分を編集部で抜粋したものである。  
(編集部)

## 二 友達のできる学校・特技を伸ばせる地域

子どもたちは、何よりも「子ども同士の関わり」の中で育ちます。ところが受験競争教育の弊害が声高に叫ばれ続け、塾通いなどによる家計負担が重くのしかかりながらも、私学指向は増大し受験地獄も一層低年齢化する気配が見られます。受験競争の激化とともに、子ども同士の「いじめ」も再び増加してきています。

管理主義教育がはびこり、体罰も減少することなく、学校嫌いによる不登校の子どもも増え続けています。食生活の変化、戸外での遊びの減少、環境悪化、テレビやゲーム機への釘づけなどにより、子ども達の体も蝕まれてきています。

それでもなお子ども達はけなげに生きています。子どもたち自身が自らの手で獲得し、主体的に生きる力を失ってしまっているわけでは決してありません。私たちはこの子ども達に、「いじめ」やいがみ合いのない友達関係をにつくれる環

境を保障しなければなりません。

## (一) 子どものための「学校五日制」

## 1 「学校五日制」を早急に

①週休二日制の時代を迎えた今日、子ども達の学校は依然として六日制です。大人だけが「ゆとり」を取り戻し、子どもだけが勤勉に学びつつけることを強要されていて良いものでしょうか。日本の学校の授業時間が欧米と比較してあまりにも多く、その短縮問題も早くから課題とされてきたことに留意されなければなりません。

②私たちは、子ども達には「ゆとり」が必要だとの立場から「学校五日制」を提唱しつけてきました。これが最近になって、やっと行政上の課題になり、一九九〇年度には文部省も研究指定校での検討を始めました。私たちはその全面実施を期待するとともに、内容を伴った「学校五日制」の実現

に一層の努力をします。

## 2 教育全体の見直しと改革

学校五日制を実現するには、単に登校日を減らすというだけでなく、学校での教育内容の組み替え、教育課程の全面的な見直しが必要です。子ども達が学校でのびのびと学べるようにすること、長くなる学校外での生活を子ども達に価値あるものとするのが望まれます。このための地域の教育力の組織化や家庭の新たな役割の見直しなど、今日の日本の教育を全体として改革していかなければなりません。すでに先進的な取りくみをしている地域に学びながら、全国それぞれの地域で「学校五日制」の実現に向けた取り組みを広げます。

## 3 これからの学校像

五日制の学校は、画一的な「教え——教わる」場ではなく、子ども同士がぶつかりあい、試行錯誤を重ねることができ、場だけでなく、その上で人間や自然、社会、科学、技術、文化、芸術に対する探究心や好奇心を育てる場にしたものです。従って学校は、子どもを型にはめこむような時間割りや指導のあり方を改革し、学校建築・校舎・施設などを見直して、子ども達と教職員・父母・大人との共生・協働の場に改められねばなりません。

資料室

## 4 教育課程の自主編成と保護者の学校参加を

①地域に根ざした「学校五日制」を実現するためには、学

校における教育課程の自主的、民主的編成が保障されねばなりません。子ども達に考える力や自学自習の力をつけ、また個々の子どもの可能性を最大限に引き出すために、教育課程は学校の実情に合わせて自主的に編成されるべきです。学習指導要領は、かつての「試案」同様に学校現場が参考にするガイドライン的なものに変えられるべきです。

②五日制の学校では、教職員と父母・地域住民が手を取り合って教育課題に取り組むことが求められます。このため、父母の大幅な学校参加が望まれます。

## 5 地域活動の充実

学校五日制の実現に伴い、子ども達が地域で、自分の興味・関心のある活動や特異な分野の活動を充分に行える保障が必要になります。このため学校を地域に開放し、子ども達の地域活動のセンターとすることが検討されねばなりません。さらに、社会教育施設・子どものための施設の整備充実など、地域の教育力の組織化が図られるべきです。

## (二)新しい教育課題への挑戦

### 1 軍縮と平和への確信を育てる

①一九八〇年にユネスコの軍縮教育最終文書で「軍縮・平和」についての教育の推進が訴えられましたが、今日ますますその必要性が強まっています。私たちは、第二次世界大戦での加害・被害の経験をも踏まえ、日本国憲法の平和主義を

大切にし、世界に先駆けた軍縮・平和教育の創造を一層追求します。

②過去における戦争への道を反省する教育が進められなければなりません。また、現在の国際的な紛争は武力のみでは根本的に解決できないことを学ぶことも大切です。植民地主義に基づく過去の戦争の原因や背景、戦争の無残な姿、平和への道、国と国・民族と民族の望ましいつきあい方などを考える教育であるべきです。

③平和教育は、広島・長崎の被爆体験にとどまらず、日本の侵略と他民族への加害、取り戻した平和などについても学ばねばなりません。その象徴的な日を「平和を心に刻む日」とし、各自治体や学校において多様な学習活動が行われるようにすべきです。

④アジア諸国との間で、相互の教科書の比較検討の機会も設けなければなりません。すでに各地で行われている軍縮・平和教育は、日本だけでおこなわれるのではなく、世界にも紹介し、普及していくべきです。

## 2 他民族との共生・連帯を求めて (略)

### 3 差別的撤廃と基本的人権の徹底のために

①差別に苦しむ人々や社会的に不利益を被っている人々に共感を寄せ、その原因をつかみ、また基本的人権を自らの問題として理解してその権利を行使していけるようにするため学習が進められなければなりません。これまで避けられて

きたマイノリティ問題についての歴史的・現実的な認識を培う教育を進める必要があります。そのためにも「差別的現実」に学ぶ」という姿勢が重視されるべきです。

②「差別の問題は人権問題である」ということを踏まえ、日本国憲法・国際人権規約・子どもの権利条約など内外の人権規範を徹底的に学ぶことが大切です。憲法に基本的人権が列挙してあるということを確認するだけの学習ではなく、私たち自身の生き方にかかわる人権学習でなければなりません。

③性による差別、性別役割分業を撤廃し、男女がそれぞれ自立して主体的に生きることや男女がともに生きる関係作りが目指されなければなりません。労働や性についての学習があらゆる場面で行われる必要があります。そのため、「技術科は男、家庭科は女」というあり方を改め、高等学校の男女別入学生定員に見られるような差別をなくすことが求められます。

④「部落解放基本法」や「アイヌ新法」などの制定、在日外国人や障害者に対する人権抑圧への法的規制の撤廃など、差別に苦しむ人々の人権を確立ための努力が一層求められます。

### 4 環境を守り、自然との共生を目指して

①環境問題を認識し、身近な環境を大切にし、公害をなくしていくことが全人類的な課題になり、環境教育が不可欠になっています。特に地球の環境破壊について認識を深め、自然との共生を学ぶ必要があります。締約国の環境教育の責任

を宣言した「トビリン環境教育政府間会議（一九七七年一月二六日）」などの精神を一層発揚させる取り組みを強めたいものです。

②消費者教育も、視野を拡大して従来以上に行われねばなりません。単に賢い消費者を目指すというだけでなく、自らの生活を見直し、生産と消費のあり方まで考えられるような内容が創造される必要があります。また消費者教育では「環境教育」とのつながりが不可欠です。

#### 5 人間的な情報化社会の建設に向けて (略)

#### (三) 学校制度の改革を目指して

##### 1 高等学校をすべての国民に

①子ども・青年が共に学ぶ喜びを味わい、生き方を模索し、生涯にわたって必要ときに学習できる基礎的な力を育み、地球市民・主権者国民としての力を身につけることが重要です。このため、すべての人が権利としての高校までの教育を受けられるべきです。希望する者すべてが学べるように高校入試の廃止を目指します。

②希望者の多い普通高校や普通科を大幅に増やす必要があります。また子ども達が若くして人生の選択を誤らないようにしなければなりません。このため、職業高校では普通教育をより充実し、できるだけ総合選択制の職業高校にしていくことが望まれます。普通高校でも、英語科・理数科というよ

うな特定化は極力避け、普通科を総合化するとともに職業・労働教育の導入を図ることが大切です。

③高校教育では教科選択の幅を広げ、生徒自らの学習過程を見通すことができるようにします。また、数をグループ化し、個々の学校では芸術・体育・語学・情報など他にはない特色あるカリキュラムを用意し、その地域内の子ども達が選択して入学できるようにします。職業・労働教育は全ての学校で行います。

④子どもが多様な可能性に挑戦する機会を保障するために、子どもに合った高校への転校を認め、また保護者の転勤にもなう転校を保障しなければなりません。

⑤高校中退者の復学は、すでに数県で制度が設けられていますが、全国的にひろめられる必要があります。同時に、不本意な「中退」を出さないための高校教育の見直しが求められています。

##### 2 教科書検定制度の廃止・見直し (略)

##### 3 子どもに教育権の保障を (略)

##### 4 「障害児福祉・教育援助センター」

①障害を持つ子と持たない子との共学が一層進められねばなりません。現在は行政の判断が優先している障害児の就学先の決定を、当の子どもや親の意思を尊重するものとし、本人や親が望む場合には普通学級への通級を実現すべきです。このため、障害児が通級する学級を担任する教員を複数とし

たり、介護員の配置を行うなどの条件整備が必要です。

② 以上のことを前提に、「特殊学級」を「障害児福祉・教育援助センター（仮称）」に再編します。ここでは、保護者と本人が希望する場合には必要な教育を行い、普通学級に対しては教育活動に対する援助や研修を行うこととします。

#### 5 子どもの個性を尊重できる教職員体制

① 個々の子どもに行き届く授業、個々の子どもの個性にあわせた指導ができる授業を実現するために、欧米諸国などの二〇人程度の学級規模とすることが望まれます。私たちは、当面、小・中学校では三五人学級の実現を、高校では四〇人学級への移行に取り組みます。

② 芸術・スポーツなどの分野では、子どもが小さいころから豊かな経験を積むことが期待されます。この期待に応えるために、小学校段階でも専科教員の増員が望まれます。また、語学や技術系の教科ではハイフサイズ学級の導入を含む教育条件の整備が必要です。

#### (四) 教育内容・方法・評価の見直し

この問題は、本来教職員・子ども・保護者など直接に教育に関係する人々が中心になって考えていくべきもので、政党や政治が介入すべきものではありません。従って私たちは、関係者が教育改革を考える場合の参考にして欲しいとの立場で以下の提起を行います。

1 新しい教育課程の編成 (略)

2 授業の革新 (略)

3 評価制度の見直し (略)

#### (五) 管理主義教育から共生・自治・参加の学校へ

##### 1 「学校憲章」を制定しよう

学校が、子どもの人権を保障できる場になるには、子どもの義務を強調する「校則」が子どもの人権を保障する「学校憲章」に変えられるべきです。もちろん、権利と義務は表裏の関係であり、義務についても規定されねばならないのは言うまでもありません。

##### 2 「日の丸」「君が代」の強制を除く

① 内閣法制局長の「すでに慣習法になっている」との国会答弁があるものの、日本には「国旗・国歌」を定める法律はありません。にもかかわらず学習指導要領で「日の丸・君が代」を義務づけたことにより、教育現場は混乱しています。日の丸・君が代が国旗・国歌であるか否かと、それを学習指導要領で義務づけるということは、全く異なる問題です。思想・信条の自由にかかわる問題を学習指導要領で義務づけることは教育にはなじみません。

② 子どもの権利条約も、「思想・信条・良心の自由」を認めています。これを侵すことがあってはなりません。また、教職員の「思想・信条の自由」も当然保護されるべきものです。



③したがって「日の丸・君が代」を学習指導要領で、入学式や卒業式で強制すべきではありません。むしろ、その歴史を教えることが大切で。

### 3 体罰の根絶と子どもの異議申し立て権

①依然として後を断たない「体罰」の根絶が緊急を要します。教職員も子ども共に育つという教育観、子どもに学ぶことのできる教職員という考え方が行き渡って欲しいものです。

②退学や停学といった「懲戒」のあり方についても、子どもの意見表明権、異議申し立て権を保障する必要があります。

### 5 学校ソーシャル・ワーカーの配置 (略)

### 6 部活の見直し (略)

### 7 学校運営の民主化を

#### (1)民主化のための当面の課題

①子どもの自治的諸活動を活性化することが模索されなければなりません。児童会・生徒会を彼らの手に委ね、学級活動を充実し、学校行事などにおいても子どもの自治組織の意思が大幅にとり入れられるべきでしょう。子どもの権利条約に規定する「意思表明権」、その延長戦上にある自己決定権は、子ども個人だけでなく、子ども集団にも認められなければならないからです。学園祭や学校新聞への規制は、当然避けられるべきです。

②教職員による民主的協議は、学校自治の中心的役割を担うものでなければなりません。補助機関化、伝達機関化しつつある職員会議は、すべての教職員が参加する民主的議決機関として位置づける必要があります。当然、教職員の民主的協議を阻害する「主任制」のようなあり方を変え、教職員の役割を各学校で創造すべきです。教職員による自治なくして子どもの自治もありません。

③PTAには、もっと多くの父母や教職員が積極的に参加し、活動すべきです。そのためにもPTAを民主化し、学校後援会的な活動や学校外からの要請に対する下請け活動は最少限にとどめ、学校運営についてこそ積極的な発言を行うべきです。PTAの広報誌づくりに管理職教員によるチェックはあってはならないことです。

#### (2)「学校協議会」の設置

①子どもに対する教育は、第一次的に親の権利であり責任です。教職員は専門家として、この親の委任を受けて教育にたずさわっています。従って、学校運営は本来、親と教職員の協議によっておこなわれるべきです。

②将来的には、父母・教職員それぞれの代表と学校代表(管理職)による「学校協議会(仮称)」を設け、これを学校運営の基本的事項に関する最高議決機関とすべきです。またこの協議会には、必要に応じて、後述する「校区協議会」の代表も参加すべきです。

③「学校協議会」制度の下では「父母会」は会員同士の自由な話し合い、学校・運営に対する協力と参加のあり方の検

討、独自の行事運営などを行う組織となります。教育内容・方法については「教職員会」が責任を持ち、生徒や父母の意見を充分に反映させるようにします。「学校代表者」の役割は、学校協議会の決定に基づき具体的な学校運営に責任を持つこととなります。

### 8 「校区教育協議会」の創設

①父母や住民、教職員、社会教育関係者、子ども・青年などが参加して、地域に根ざした教育の実現に努力することは大切なことです。このため将来は、中学校区単位に「校区教育協議会(仮称)」が設置されるべきです。

②「校区教育協議会」は、地域の学校教育や保育・社会教育のあり方について協議し、教育委員会との協議を行い、学校協議会間の連携を図る機関とします。

### 9 教職員身分の確立

①教員の選考・採用や人事異動については、原則を確立し、密室的にならないようにしなければなりません。また選考試験や採用に当たっては、開放性(注)の原則を尊重し、資格制限を緩和し、教員への道を拡大しなければなりません。

(注)教員養成専門の学校を出た教員は、教授法には優れていても社会的視野が狭くなる傾向にあるので、一般大学で幅広い教養を学んだ者が教職単位を取得して教員になる道を開く制度。戦前の師範学校主義のような制度を閉鎖性といえます。

②教職員の研修については、自主的な研修が尊重され、援助されねばなりません。行政主導の研修については、教職員団体との協議による体系の見直しが必要です。初任者研修制度に伴って教員だけに適用された「二年の条件つき任用期間」は労働基準法に基づく六カ月に戻されねばなりません。

③欧米諸国では普及している「サバティカル・イヤー」(注)の導入も検討されるべきです。

(注)キリスト教で七日目ごとに来る安息日(サバス)にちなんで、七年ごとにリフレッシュのための長期休暇を保障する制度。

### (六) 学校図書館と学校給食

- 1 自学自習の力を育てる (略)
- 2 給食を文化としての食に (略)

### (七) 地域活動の充実をめざして

- 1 文化・スポーツ施設の拡充 (略)
- 2 自主的な団体活動への支援 (略)
- 3 ボランティア活動への参加 (略)
- 4 農村漁村と都市の交流 (略)